議案第 32 号

牛久市・阿見町斎場組合規約の変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第2項の規定により、牛久市・阿見町 斎場組合規約を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定に基づき、議会 の議決を求める。

令和6年2月21日提出

阿見町長 千 葉 繁

牛久市・阿見町斎場組合規約の一部を改正する規約

牛久市・阿見町斎場組合規約(平成8年地指令第165号)の一部を次のように改正する。

第13条第2項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、火葬場、斎場の維持管理、運営等に対する補助、寄附等を受けた関係市町は、当該補助、寄附等に相当する額を負担し、なお、不足する額について、次の割合をもって関係市町が負担するものとする。

附 則 この規約は、公布の日から施行する。

現行	改正案	備考
(経費)	(経費)	
第13条 略	第 13 条 略	
2 分賦金は、次の割合をもって関係市町が負担し、管理者の指定する期日までに会計管理者に納付する。	2 分賦金は、次の割合をもって関係市町が負担し、管理者の指定する期日までに会計管理者に納付する。 <u>ただし、火葬場、斎場の維持管理、運営等に対する補助、寄附等を受けた関係市町は、当該補助、寄附等に相当する額を負担し、なお、不足する額について、次の割合をもって関係市町が負担するものとする。</u>	
(1)及び(2) 略	(1)及び(2) 略	
3及び4 略	3及び4 略	

議案第32号説明資料

牛久市・阿見町斎場組合規約の変更について

1. 改正の経緯

自治体が受領した寄付金や補助金のうち、使途について寄付者の意向が斎場運営への 活用であった寄付金や、斎場の運営設備等に対して交付される補助金について、当該寄 附金等をうしくあみ斎場の運営費として充当できるように、条文の改正を行うものです。

2. 改正内容

牛久市・阿見町斎場組合規約第13条第2項に「ただし、火葬場、斎場の維持管理、運営等に対する補助、寄付等を受けた関係市町は、当該補助、寄付等に相当する額を負担し、なお、不足する額について、次の割合をもって関係市町が負担するものとする。」を加える。